号の都道府県の区域ごとの年間開催回数の計算に当たつては、当該都道府県の区域内又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域内において実施されたものとみなす。この場合において、当該競走が実施される都道府県の区域内において一年間に競走を実施することができる日数は、別表第一の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる回数に六日を乗じて得た日数（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、当該日数に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数）を超えることができない。

一　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数

二　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数

附　則

1～3　（略）

4　都道府県又は指定市町村は、当分の間、次に掲げる事業が円滑に実施されるために必要な資金を確保するための競馬（以下「地方特別競馬」という。）を開催することができる。この場合において、当該地方特別競馬を開催する都道府県の区域（当該地方特別競馬を開催する者が指定市町村である場合にあつては、当該指定市町村の区域を包括する都道府県の区域）の年間開催回数については、当該地方特別競馬の開催回数が別表第一の下欄に掲げる回数に追加されたものとみなす。

一・二　（略）

号の都道府県の区域ごとの年間開催回数の計算に当たつては、当該都道府県の区域内又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域内において実施されたものとみなす。この場合において、当該競走が実施される都道府県の区域内において一年間に競走を実施することができる日数は、別表第一の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる回数に六日を乗じて得た日数（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、当該日数に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。

附　則

1～3　（略）

4　都道府県又は指定市町村は、当分の間、次に掲げる事業が円滑に実施されるために必要な資金を確保するための競馬（以下「特別競馬」という。）を開催することができる。この場合において、当該特別競馬を開催する都道府県の区域（当該特別競馬を開催する者が指定市町村である場合にあつては、当該指定市町村の区域を包括する都道府県の区域）の年間開催回数については、当該特別競馬の開催回数が別表第一の下欄に掲げる回数に追加されたものとみなす。

一・二　（略）

5　前項の規定により開催することができる地方特別競馬の都道府県の区域ごとの年間開催回数は三回以内とする。

6　附則第四項の規定により開催することができる地方特別競馬については、第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該地方特別競馬を開催する日を法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りとする。

7　都道府県又は指定市町村は、附則第四項の規定により地方特別競馬を開催することとしたときは、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　地方特別競馬の対象となる事業

二　地方特別競馬の開催競馬場

三　地方特別競馬の年間開催回数及び開催年月

四　地方特別競馬開催に関する収支の見込み

8　（略）

5　前項の規定により開催することができる特別競馬の都道府県の区域ごとの年間開催回数は三回以内とする。

6　附則第四項の規定により開催することができる特別競馬については、第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該特別競馬を開催する日を法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りとする。

7　都道府県又は指定市町村は、附則第四項の規定により特別競馬を開催することとしたときは、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　特別競馬の対象となる事業

二　特別競馬の開催競馬場

三　特別競馬の年間開催回数及び開催年月

四　特別競馬開催に関する収支の見込み

8　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（中央競馬に関する経過措置）

2　令和八年一月一日からこの省令の施行の日の前日までの間において、競馬会が天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなった場合については、この省令による改正後の第二条第三項に規定する競走を実施することができなくなった場合とみなして、同項及び同条第四項の規定を適用する。

（地方競馬に関する経過措置）

3　令和八年四月一日からこの省令の施行の日の前日までの間において、都道府県又は指定市町村が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなった場合については、この省令による改正後の第二十九条第一項第二号又は第三項に規定する競走を実施することができなくなった場合とみなして、同条の規定を適用する。

○経済産業省令第六十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第一項及び同条第二項第二号ハの規定に基づき、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正